

税の申告をお忘れなく

令和6年分(1月1日～12月31日)の所得に関する市・県民税等の申告の時期が間近になりました。

この申告内容が、令和7年度の市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基礎となります。

申告相談受付期間

2月12日(水)

～3月17日(月)

日程・申告に必要な書類等の詳細

詳細は、今月の広報と併せて配布された「令和7年度(令和6年分)市・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告について」をご覧ください。



※農業所得のある方へ送付していた収支内訳書は送付しませんが、必要な方は、ウェブサイトでダウンロードするか左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

税務課市・県民税係

☎(55)5085

Fax(22)0790

寝たきり高齢者等のおむつ代の医療費控除

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税等の申告で医療費控除の対象とするためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」と「医療費控除の明細書」が必要です。

ただし、介護保険の要介護認定を受けている方については、認定時の主治医意見書の内容を確認した上で、市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

必要な方は下記まで申請してください。

主治医意見書で確認する内容

・主治医意見書の作成日
・要介護認定の有効期間

・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
・失禁への対応および尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ・申請先：

高齢福祉課介護保険係

☎(55)5115

Fax(22)1547

または各支所地域振興課市
民福祉係

償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産について申告をしなければなりません。申告は、地方税電子申告システム(e-LEIAX)による申告も利用出来ます。

※昨年申告した方へ申告書を送付しています。新たに事業を始めた方や初めて償却資産を取得した方は、下記までご連絡ください。

対象

会社や個人で、工場・商店・農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している構築物・機械・器具・備品等事業用有形固定資産(土地および家屋を除く)

※太陽光発電設備も対象になる場合があります。

提出期限 1月31日(金)

提出場所

税務課資産税係(市役所1階)または各支所地域振興課

◎問い合わせ：

税務課資産税係

☎(55)5086

Fax(22)0790



プラスチック製容器は『資源』になります

ごみの中でも、正しく分別したプラスチック製容器は『資源』になります。

プラマークがついているものは、透明プラスチック製容器(包装)の指定袋でごみステーションへ出してください。



プラマークが付いているごみの例

ペットボトルのラベル、レジ袋、卵の容器、菓子袋、シャープボトル、発泡スチロールトレイ など

製品が汚れている場合

油やマヨネーズ、食べかすなどの汚れがある場合は、紙や布などで拭き取るか、水ですすいで汚れを取り除いてください。汚れや臭いが取れない場合は、水色(ビニール・プラスチックごみ)の指定袋でごみステーションへ出すようになります。

違うごみが混入していると：

収集されたプラスチック製容器包装のごみから不適物を取り除く作業は、手作業で行っています。ごみにカミソリやカッターナイフの刃が混入されていると、事故につながったり資源化することができなくなります。

適正なごみの分別と出し方にご協力ください。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

Fax(22)4479

または各支所地域振興課

市議会 12月定例会

市議会12月定例会は12月3日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。主な議案についてお知らせします。

一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ6801万6千円を追加し、総額331億1657万4千円とするものでした。主な歳出補正内容は次のとおりです。

- 障がい福祉サービス事業における給付費 6552万円6千円の増
- 学童保育指定管理業務委託料 1263万7千円の増
- 国による直行輸送実施に伴うため池等除染業務委託料等 5億400万円の減
- ふくしまステーションキャンペーン推進事業 434万5千円
- 二本松駅南地区整備事業費 3900万円の増
- 安達駅西地区整備事業費 2100万円の増
- 空き家等の実態調査業務委託料 1699万3千円
- 災害復旧事業 3億1268万8千円の増

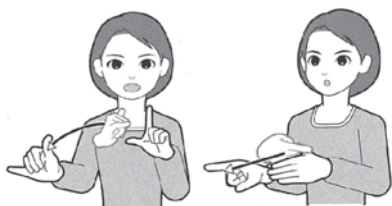
福祉



ワンポイント手話

「電話リレーサービス」

「L」字形で表現したスマートフォンやパソコンの画面の位置から「電話」のやり取りをするイメージの表現です。



- ①左手2指の「L」字形の中から、2指を伸ばした右手を斜め前に往復させ
- ②左手4指の人差し指の上を滑らせて右手人差し指を前へ出す

(出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟発行「わたしたちの手話 新しい手話2022/2023 P57」)

肢体不自由者来所相談会

日時 1月17日(金)

午後1時～2時

場所 県庁北庁舎1階
福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込方法

事前に左記までお申し込みください。

申込期限 1月6日(月)

◎問い合わせ・申し込み：福祉課障がい福祉係

☎(55) 5113

Fax(22) 1547

または各支所地域振興課市民福祉係

相 続 サ ポ ー ト あ だ ち

相続/遺言無料相談会

◇ 2 月 3 日(月) 午後6時～8時

◇ 二本松市勤労者研修センター2階(郭内北小隣り)

◎電話で菅野までご予約下さい。 ◎相続遺言に係る文書作成に関する相談会です。 ◎守秘義務を守りますので安心してご相談下さい。

(相談員) 行政書士 菅野光夫 (☎52-2912)

佐藤直人 (油井字前作171) 秋山孝雄 (諸越谷86-1)

石川晃雄 (原セ諏訪236)